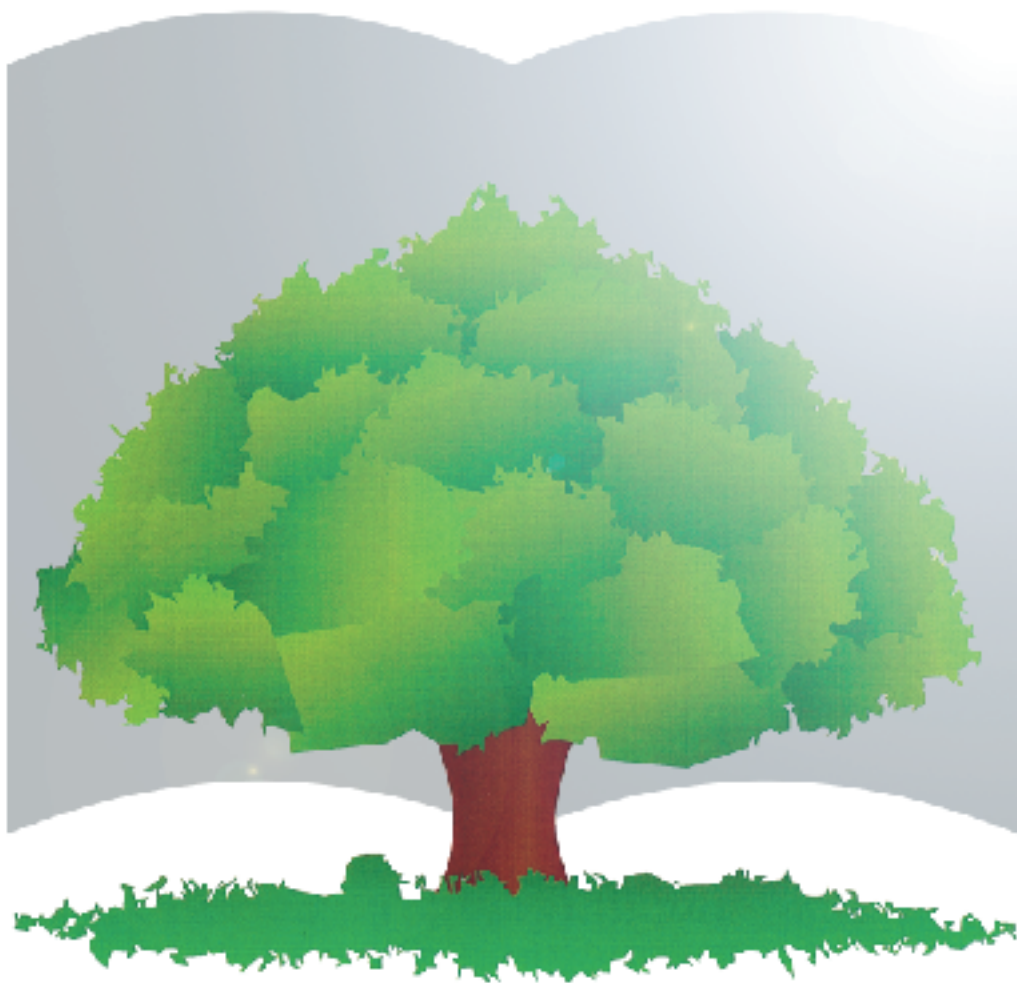


鳥取県

子どもの読書活動推進ビジョン



平成16年4月

鳥取県教育委員会

目 次

第1章 基本的な考え方 1

1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動推進の背景	2
3	ビジョン策定の目的	2
4	ビジョンの性格と役割	3
5	ビジョンの期間	3
6	ビジョンの柱	3
	① 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	
	② 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	
	③ 子どもの読書活動を支える人の育成	
	④ 子どもの読書活動推進についての啓発・広報	

第2章 推進のための具体的方策 4

1	子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	4
(1)	家庭での子どもの読書活動の推進	4
	ア 家庭の役割	
	イ 家庭での子どもが読書に親しむ機会の提供	
(2)	地域での子どもの読書活動の推進	7
	ア 地域の役割	
	イ 地域での子どもが読書に親しむ機会の提供	
	① 公立図書館での取組	
	② 公民館、児童館等での取組	
	③ 民間団体等による取組	
(3)	学校等での子どもの読書活動の推進	11
	ア 学校等の役割	
	イ 学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供	
	① 幼稚園、保育所等での取組	
	② 小・中・高等学校での取組	
	③ 盲・聾・養護学校等での取組	
(4)	障害のある子どもの読書活動の支援	15
2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	16
(1)	公立図書館の整備・充実	16
(2)	公民館、児童館等の整備・充実	18
(3)	学校図書館等の整備・充実	18
(4)	図書館間、地域や家庭と図書館との連携・協力	20
(5)	障害のある子どもへの配慮	22
(6)	多様な文化への対応	23

3	子どもの読書活動を支える人の育成	25
(1)	各市町村・市町村教育委員会、関係機関の管理職等の理解の促進	25
(2)	教職員等の研修の充実・理解の促進	26
(3)	司書・司書教諭・図書館職員等の養成・研修・再教育の場の提供	26
(4)	ボランティア等の育成及び研修	27
4	子どもの読書活動推進についての啓発・広報	28
(1)	推進のための普及・啓発活動	28
(2)	子どもの読書に関する各種情報の収集・提供	29

第3章 方策の効果的な推進に必要な事項 29

1	県の推進体制の整備	29
2	地域での子どもの読書活動推進体制の整備	30
3	民間団体等の連携・協力の促進	30

〔資料編〕

- 具体的取組事例の紹介
- 関連資料等

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

子どもの成長と環境の変化

- 子どもたちの周囲には、未知のことがらや不思議なものがたくさんあり、また、本来子どもたちの心の中には、何でも知りたい、成長したいという欲求があります。そして、子どもたちは、家族・友だち・自然・遊びなど、自分を取り巻く日々の生活の中で、言葉を獲得し、感性を養い、知恵を身につけながら成長していきます。
- 近年、子どもたちをめぐる環境は、携帯電話やインターネットの普及など、情報技術の高度な発達とともに大きく変化しています。また、多様なメディアの普及やあらゆる情報の氾濫は、私たち、特に子どもたちの生活に大きな影響を与えており、私たちは便利さと引き換えに、感性や生きる力を失いつつあるように思われます。
- 子どもたちの成長を支える力は、急激に変化していく今の社会の中で弱くなってきており、今日の社会は子どもたちの潜在的な欲求に必ずしも適切に対応できるような状況にはありません。

生きる力を育み、心を結ぶ読書

- このような状況だからこそ、日常をしっかりと見すえながら、子どもたちを広く大きな世界へ連れて行き、「不思議」を体験させ、未知のものに触れさせ、生きる知恵や生きていく力などを身につけてくれる本は、大きな意味を持っています。
- 幼い子どもの読書には、本を選び、手渡し、物語を読み、寄り添って一緒に言葉の世界へいざなってくれる大人が必要です。子どもたちは、大人の膝の上で繰り返し絵本を読んでもらい、また、一緒に物語を楽しむことによって、知らず知らずのうちに「本はおもしろいものだ」ということを体得します。また、子どもたちは大きくなっても、大人から本を読んでもらうことによって読書の楽しみを知り、本の世界へ入っていくことができます。そして、楽しさと喜びを共有してくれた大人に対して、信頼と親愛の情を寄せてくれます。その意味では、子どもと本を読むことは、心を結び、絆を深めることでもあります。

自分自身の内面的成長を促す読書

- また、読書には、自ら考える力を身につけ、自分自身の内面的成長を促す中で、人間に対する愛と信頼を育むはたらきがあります。そして、楽しむために読む、調べるために読む、知的欲求を満たすために読むなど、様々な側面をもつ「読書」は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、創造力や表現力を高め、想像力を豊かにし、生きる力と判断力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

2 子どもの読書活動推進の背景

社会の変化と子どもの「読書離れ」

- 今日、私たちを取り巻く社会情勢は情報化・国際化・少子高齢化の急速な進展等により大きく変化しており、これらは子どもの生活にも様々な影響を与えています。
特に、様々な情報メディアの普及や幼児期からの読書習慣の未形成などにより、近年、子どもの「読書離れ」が指摘され、大きな問題となっています。

国の動向

- 子どもの読書活動を積極的に支援するため、国会は平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、また、平成12年5月には「国際子ども図書館」を開館しました。
- 平成13年12月には、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されるとともに、4月23日が「子ども読書の日」に定められました。また、平成14年8月には、この法律に基づいた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

3 ビジョン策定の目的

- 本の持つ力の重要性が再認識されている今、子どもたちが本の楽しさを知り、いつでも読書ができる環境を整えることは、家庭・地域・学校を問わず、私たち大人が直ちに取り組むべき課題といえます。
このようなことから、鳥取県では、子どもに関わるあらゆる機関が一体となり、子どもの読書活動を全県的に推進するためのバックボーンとなるものとして「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」（以下「ビジョン」と略称。）を策定します。

4 ビジョンの性格と役割

- ビジョンは、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定による計画であり、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。
- ビジョンは、鳥取県の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向と具体的な取組を示すものであり、県だけでなく、市町村、民間団体等に対しても積極的な取組を期待するものです。
- ビジョンでは、できるだけ具体的な事例を紹介するなどして、子どもの読書活動推進に関わる学校関係者、図書館関係者、民間ボランティア関係者、民間事業者等の参考となり、今後、研修会等でも活用されやすいものとししました。

5 ビジョンの期間

- ビジョンの期間は、平成16年度からおおむね5か年としますが、その後も継続して見直していきます。

6 ビジョンの柱

- 子どもの読書活動推進のための具体的方策は、次の4つの柱に基づいて整理します。

- ① 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実
- ② 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- ③ 子どもの読書活動を支える人の育成
- ④ 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

第2章 推進のための具体的方策

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

子どもの発達段階に応じて、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書体験を広げることができるよう、家庭・地域・学校を通じて、子どもが読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

ア 家庭の役割

読書習慣づくりと家庭

- 家庭は子どもの生活の基本の場であり、子どもの読書習慣を形成するためには、読書が生活の中に位置付けられ、子どもが日常生活の中で自然に本に親しむことができるように保護者が配慮していくことが肝要です。

言葉の体験と本の楽しさ

- 乳幼児期は、自分の言葉を育てていく時期です。子守歌やわらべ歌、語りかけなどを通して、親と子が声と体で触れ合うことで、子どもの心と言葉の基礎が育まれます。
- この時期には、言葉をかけることはもちろん、絵本を読み聞かせる、一緒に本を読むといった言葉の体験を通して、子どもたちは「読書」への第一歩を踏み出します。子どもたちは「本の楽しさ」を知ることによって、自分からどんどん本の世界へ親しんでいきます。
- また、子どもは自分の周りにいる大人自身が読書に親しむ姿を目にすることで、より一層、自然に本を身近なもの、楽しいものと感じるようになっていきます。

イ 家庭での子どもが読書に親しむ機会の提供

現状と課題

- 近年、子どもをめぐる環境は、携帯電話やインターネットの急速な普及など、情報技術の高度な発達とともに大きく変化してきています。特にテレビ、ビデオ、ゲーム等の映像メディアの長時間利用は、子どもの読書離れを助長しています。
- 地域の公立図書館や公民館等では、親子で参加できる「読み聞かせ会」などが開催されています。

こんな意見もありました

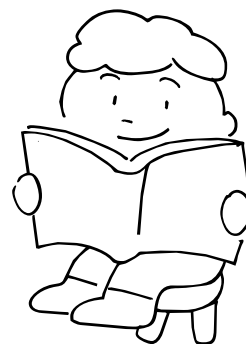
幼ければ幼いほど、子どもは言葉を必要としていると思います。お腹がすいたら何かを食べたいのと同じくらい、言葉を求めているのではないのでしょうか。その時に、私たち大人が、どういう形でその子が求めているものを与えることができるのか、ということが大事なのだと思います。その一つが「読書」であって、絵本の読み聞かせであり、お話の語りであり、わらべ歌と一緒に歌い、遊ぶことであると思います。

※ここに掲載している御意見は、推進委員会、生涯学習審議会、パブリックコメント等でいただいたものから、一部を抜粋したものです。

子ども連れの母親が、子どもが遊んでいる間、携帯電話でメールを打つことに夢中になっていて、子どもが「一緒に遊んで」とせがんでも、知らない顔をしている状況を目にしたことがありました。その時、大人の未熟さが、子どもの成長を阻害しているのではないか、と感じざるを得ませんでした。

私たち大人は、本当に正面から子どもと向き合おうとしているか、考えてみる必要があると思います。

今、話を聞くことのできない子が増えています。メディアの問題もあるのですが、子どもたちが家族と接し、ゆっくりと話を聞く時間も少ないのではないのでしょうか。「ノーテレビデー」などを、各家庭で考えてみることも大切だと思います。



メディアは、使い方によっては大変有効なものです。メディアがすべて悪いのではなく、問題なのは、親の子どもに対する「情報提供の選択」がうまくできていない、ということではないのでしょうか。

－寝る前に絵本の読み聞かせ－

わが家では、毎晩寝る前に絵本の読み聞かせをしています。3歳の娘が楽しそうに自分で2冊絵本を選び、それぞれを「こっちがパパで、こっちがママ」と決めていきます。

気に入った本があれば、毎晩同じものを目を輝かせながら、聞き入っています。最後には、自分でページをめくりながら、絵を見て上手に一人で読めるようになることも多く、読めるはずのないひらがなが読めるのかなと、錯覚してしまうほどです。

私も幼いころ、母に毎晩読み聞かせをしてもらっていました。本が欲しいと言うと、幼稚園の時、初めて図書館に連れて行ってもらい、本の量に感動し、また、たくさんの心に残る絵本にも出会ってきました。

娘にも、同じような喜びをと思い、一緒に図書館へ足を運んだり、私が読んでいた絵本を実家から持って帰ったりしています。書店などに行き、自分が楽しんでいた絵本が、いまだに並んでいると無性にうれしくなり、子どもたちの感じる心は今も昔も変わらないのだと実感することもしばしばです。

これからも、家族で過ごす絵本読み聞かせの時間を大切に、本に触れることを楽しんでいきたいと思います。娘が、これからもっとたくさんの本に出会い、自分の好きな本が増えていくといいなと願っています。

平成 15 年 12 月 9 日 日本海新聞 「やまびこ（読者の広場）」より

(2) 地域での子どもの読書活動の推進

ア 地域の役割

豊かな読書の世界へ導かれる場－図書館－

- 図書館は地域における読書活動の中心的な施設であり、子どもにとっては読書の楽しみを知り、本を通して様々な知識を得ることができる場所です。また、子どもたちが、図書館職員のサポートや様々な人が本と接する姿に触れて、読書の意欲を高め、広く豊かな読書の世界へと導かれる場でもあります。
- 図書館は、保護者にとっては、子どものために本を選んだり、子どもの読書や本について相談することのできる場所です。
- 読書活動の中核施設である図書館は、子どもたちの近くに整備されていることが必要です。

地域・施設での連携と協力

- 身近に図書館のない地域では、公民館や児童館等の中の図書室が地域の子どものための中心的な読書施設となっています。こうした施設においては、学校や公立図書館との協力によって、適切な本を整備し、読み聞かせや貸出を行うなど、その利用の活性化が求められます。
- 県内各地で「家庭文庫」、「読み聞かせグループ」などのボランティアグループが活動しており、これらの民間団体との連携も今後一層求められます。
- 病院に入院している子どもなど、直接施設を利用することができない子どもの読書活動についても、望ましい協力・支援が得られるよう、関係機関と連携・協力していくことが必要です。

イ 地域での子どもが読書に親しむ機会の提供

① 公立図書館での取組

現状と課題

- 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせ等のサービスが、各公立図書館で実施されていますが、各公立図書館によってその内容の充実度が異なっています。
- 図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。図書館では、よく選ばれた豊富な蔵書の中から、子どもが自由に本を選ぶことができるようにすることが大切であり、そのために幅広く資料・情報を収集し、サービスを充実させることが求められます。
- 県立図書館では、児童図書の選書支援など各市町村立図書館等との連携を図るとともに、図書館関係者、家庭文庫関係者、保護者等を対象とした「絵本の読み聞かせ講座」や子どもの読書に関する講演会を開催しています。

施策の方向性

- 各公立図書館は、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるようサービスの一層の充実を図ります。
- 市町村立図書館のサービス向上を図るため、県立図書館による支援及び研修機能の強化を図ります。
- 県立図書館は、読書の楽しさや必要性を理解してもらうため、県内各地で講演会や講座の実施に努めるとともに、市町村立図書館にも研修の充実を働きかけます。
- 県立図書館は、保護者やボランティア等、子どもの読書にかかわる大人に子どもの本の紹介を日常的に行うよう努めるとともに、市町村立図書館にも情報提供の充実を働きかけます。

具体的な取組

◇ 子ども向けサービスの充実強化

- ・読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク[※]などの実施
- ・子どもに勧めたい図書の展示

※ 子どもに読書の楽しさを伝えるきっかけづくりとして、特定のテーマに関する何冊かの本を、解説を加えながら順々に紹介していく手法。

◇ レファレンス（調査・相談）機能および情報提供機能の充実・強化

- ・子どもや保護者、学校からの読書相談への対応
- ・保護者等を対象とした読み聞かせや本の選び方、与え方についての助言
- ・専門職としての司書、司書教諭、学校司書の役割に対する理解促進

◇ 県立図書館における子どもの読書活動支援の充実

- ・子ども向けサービスに関する情報の収集、市町村立図書館や子どもの読書に関わる諸団体への情報提供
- ・読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会、講座等の実施
- ・読み聞かせ用図書リストの充実・利用促進
- ・新刊児童図書の全点購入や研究書等の収集による調査・研究等の支援

② 公民館、児童館等での取組

現状と課題

- 公民館や児童館にある図書室は、地域の人々の読書活動において身近な支援の場になっていますが、所蔵資料は必ずしも十分とはいえません。
- 公民館や児童館では、図書に関する専門的な職員が少ないなど、子どもたちの読書活動を推進していく上で、十分なサービスが提供できないところもあるのが現状です。
- 地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、公民館や児童館の活動の中でも、子どもの読書活動に対する理解を深める活動の取組が求められます。

施策の方向性

- 公民館や児童館において、子どもが読書に親しむような機会を提供し、地域における子どもの読書活動推進への関心を深めます。

具体的な取組

◇ 様々な読書に親しむ活動の展開

- ・公民館広報誌等の活用による読書活動の啓発
- ・公民館講座の中での、読書活動をテーマにした講座の開催
- ・地域の読み聞かせボランティアによる読み聞かせ等の実施
- ・市町村立図書館等との連携による絵本展示等の実施

③ 民間団体等による取組

現状と課題

- 県内各地で「家庭文庫」、「読み聞かせグループ」などのボランティアグループが活動しており、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供しています。
- 地域の「家庭文庫」、「読み聞かせグループ」等の活動は、住民の自主的な取り組みに支えられているのが現状です。
- 県内では書店、マスコミ等の民間企業による「おはなし会」や講座開設などの様々な読書活動に親しむ機会の提供や啓発活動が行われています。
- より一層の充実を図るため、これらのボランティアグループ等に対し、活動内容や運営について協力、支援することが求められます。

施策の方向性

- 地域の子どもたちに本の楽しさを提供するボランティア活動等を支援します。
- 書店やマスコミ等、民間の関係機関との調整や連携・協力を図りながら、読書活動の振興に努めます。

具体的な取組

- ◇ 活動の充実を図るための支援

- ・ 図書館、児童館、公民館等における活動の場の提供
- ・ 「子どもゆめ基金助成金^{*}」等の支援事業の情報提供や相談への対応

^{*} 子どもの健全育成を図るため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動に対して支援を行う事業。平成 15 年度は、県内で 20 団体が助成を受け活動している。

- ◇ 書店等との連携・ボランティアグループ間のネットワークの推進

- ・ 情報交流の機会の提供
- ・ 合同研修会、講座等の開催
- ・ 書店等における読み聞かせグループと連携した「おはなし会」等の開催
- ・ 書店やマスコミ等、民間企業との協働による事業展開

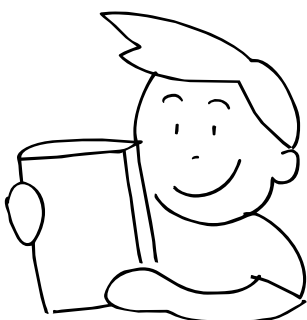
こんな意見もありました

一人の人間が、自分を磨くために、いつでも勉強したい時に図書館に行くことができるようにしていくには、地域全体で取り組み、「図書館という存在が、私たちにとってどんな施設であるのか」ということを、小さい頃から子どもたちが、体で感じることができるようにしていくことが大切だと思います。



高校生や中学生に読み聞かせをすると、「初めてしてもらった」と、とても喜びます。将来、親となっていく子どもたちに、読み聞かせの楽しさや大切さを伝えていくのがボランティアの役目でもあると感じています。

自分の言葉が育つような、そして自分の言葉でものを考える力がつくような基になる「言葉の世界」、「本の世界」に子どもたちをいざなうということは、子どもの近くにいる大人の大きな責任ではないでしょうか。



県内には、病院内に設置されている小学校の院内学級にまとまった本の貸出を行ったり、そこ子どもたちに定期的な読み聞かせを行っている図書館もあります。今後こうした連携を広げるとともに、病院内における図書室設置なども検討してほしいと思います。

(3) 学校等での子どもの読書活動の推進

ア 学校等の役割

読書習慣づくりと学校

- 学校では、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。
- 学習指導要領では、「楽しんで読書しようとする態度を育てる。」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。」ことなどが目標とされ、また、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。」ことと記されています。

- 学校教育には、子どもたちの言葉を育て、表現力や創造力を高めるなど、子どもたちが自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力（生きる力）を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められます。

学校での読書の楽しみとの出会い

- 学校においては、教科の学習等を通じて子どもたちの読書意欲を高めるとともに、授業以外の様々な活動を通じて、読書の楽しみと出会うことができるようにし、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることが期待されています。
- 先生が子どもたちに本を読んであげること、自分の読んだ本の話をするなどが、子どもたちを本の世界に導く大きなきっかけとなります。

イ 学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供

① 幼稚園、保育所等での取組

現状と課題

- 乳幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に絵本に親しむことによって豊かな心を育むことは、極めて重要なことであるといえます。
- 生涯を通じた読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から本に親しむことが特に重要であり、そのための工夫が求められます。
- 乳幼児期に読書の楽しさと出会うよう、幼稚園や保育所において、絵本の読み聞かせや貸出が行われています。

施策の方向性

- 乳幼児が絵本や物語に触れることができる多様な機会の提供を図ります。
- 幼稚園や保育所において、乳幼児が絵本等に親しむ活動を積極的に行うよう、教員や保育士の子どもの読書に対する理解を深めます。

具体的な取組

◇ 絵本や物語の楽しさと出会う多様な機会の提供

- ・ ボランティアグループの活用や異年齢交流（児童・生徒の保育体験等）等による、絵本の読み聞かせや紙芝居などの積極的な実施
- ・ 家庭、保護者への啓発

◇ 教員及び保育士の意識や技術の向上

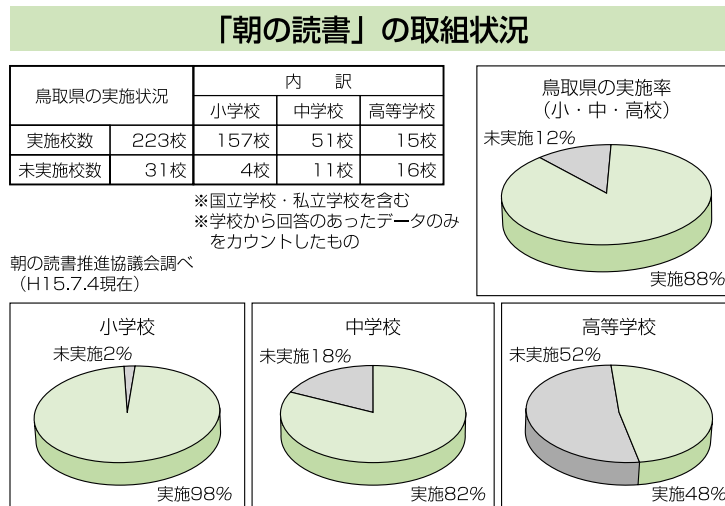
- ・ 教員及び保育士に対する研修の充実
- ・ 公立図書館の実施する研修会等における読書活動の意義の普及
- ・ 各幼稚園、保育所における研修会等での公立図書館の連携・協力

② 小・中・高等学校での取組

現状と課題

- 学校図書館には、子どもたちが日々の生活の中で読書を楽しむ「読書センター」としての役割と、学習に必要な情報を収集・選択・活用できる「学習情報センター」としての役割が求められています。

- 子どもたちが、自分の心を見つめ、心を安定させることを期待して、平成9年度から県教育センターを中心に「朝の一斉読書」の普及活動に取り組みました。この「朝の一斉読書」の実施率は全国一であり、これにより各学校で子どもたちの読書量が増えるなどの成果を上げています。



- 学校図書館を活用した調べ学習などの学習活動を推進するため、他校のモデルとなる取組を行う小・中学校に支援を行っています。
- 字が読めない、言葉の意味がわからない等が原因で、読書に意欲をもつことができない子どもに対する支援が求められます。
- 小学校、中学校、高等学校の各発達段階において、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立することが求められています。

施策の方向性

- 読書の楽しさとの出会いづくり、きっかけづくりを進めるとともに、読書習慣の確立を図ります
- 本を読めない子、読書に対して意欲をもてない子の障害を取り除き、本に親しむことができるような支援に努めます。
- 子どもの読書活動の取組を推進していくため、学校関係者の意識の高揚を図ります。

具体的な取組

- ◇ 多様な読書活動や学校図書館を活用した学習の実施

- ・ 全校一斉読書などによる豊かな読書生活につながる活動の推進
- ・ NIE（新聞を教材とする学習）や図書資料を活用した授業の実施
- ・ 司書及び学校図書館専任職員と司書教諭とが連携した読書活動推進の企画、授業内容に合わせたブックリストの作成
- ・ 児童・生徒による図書委員会活動の活性化
- ・ 地域の人材を活用した読み聞かせなど、読書活動の推進

◇ 研修等を通じた学校関係者の意識や技術の向上

- ・教職員に対する研修の充実
- ・モデル校における読書活動推進の先進的な取組の支援
- ・各学校における実践事例の紹介

③ 盲・聾・養護学校等での取組

現状と課題

- それぞれの学校において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害に応じた読書活動を推進することが求められています。

施策の方向性

- 障害の種類や程度に応じた読書活動を推進し、読書習慣の確立を図ります。

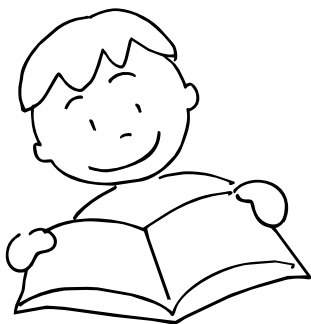
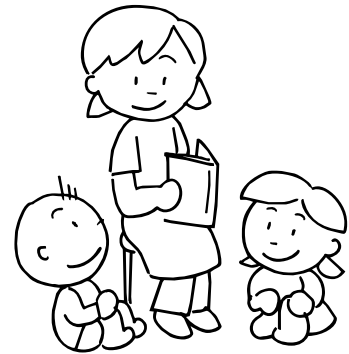
具体的な取組

◇ 障害の種類や程度に応じた読書指導の実施

- ・障害の種類や程度、発達段階に応じた図書の選定や環境の工夫
- ・視聴覚機器の活用
- ・県立図書館をはじめとする公共図書館との点字図書等の相互利用
- ・読み聞かせ、ブックトークなど、子どもの実態に応じた活動

こんな意見もありました

保育所に通っている子どもたちの中には、両親が働いていて帰宅が遅いなどの理由で、家庭での読み聞かせの機会に恵まれていない子どもも多いようです。保育所において、読書に出会うことはとても大切です。

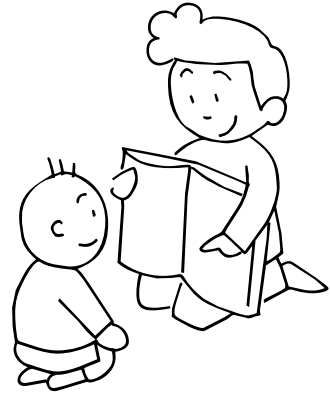


赤ちゃんの時代の読書というものは、「遊び」の一つだと思います。ところが、幼稚園、小学校に入ってくると、「きちんとした言葉を修めなければいけない」といったことに力点が置かれるようになるので、元々持っている子どもの「遊び」の部分が見失われがちになってしまうと思います。読んだらすぐ感想を求められたりとか、読み方が違うと指摘されたりすることが原因で、本が遠のいてしまうこともあるのではないのでしょうか。

子どもたちは、読書を通して自分もまたすばらしい存在であるという自己認識を深めていくのだと思います。自分がどういう存在であるのかに気づき、よりよく生きようとする力をつけていくことも、読書活動の大切な意義です。

「読み聞かせは、幼児期が大切だ」ということに関しては、意見が一致するところだと思いますが、中学生、高校生でも、読み聞かせによって本好きになった子がたくさんいます。

絵本には、癒しの部分があります。読み聞かせや絵本は、小さい子のものだけではないことを、広く知ってほしいと思います。



思春期の頃は、子どもたちの感性に磨きがかかり、社会に対する認識も高まり、生きることを考えたりもする時期です。こうした時期に、読書を通して広い視野、新しい見方、感じ方に触れることは、子どもたちの生き方にとっても大きな影響を与えます。親、教師といった周囲の大人は、もっとこのことを真剣に考えなくてはならないと思います。

(4) 障害のある子どもの読書活動の支援

現状と課題

- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害の種類や程度に応じた読書活動支援が求められます。
- 県立図書館では、朗読ボランティアグループと連携して、視覚障害者に対する対面朗読を実施しています。
- 県立図書館、県立盲学校、鳥取県ライトハウス点字図書館等の連携により、これらの施設において点字図書の提供サービスを行っています。
- 県立図書館では、障害者サービスについての研修会を各市町村図書館、公民館図書室関係者を対象に実施しています。
- 障害のある子どもにとっては、身近な図書館等におけるサービスが特に大切であり、各市町村における取組向上が求められます。
- 図書館等へ直接来ることのできない子どもたちへの支援・サービスが求められます。

施策の方向性

- 子どもの障害の種類や程度に応じた読書活動の支援に努めます。

具体的な取組

- ◇ 図書館やボランティアグループによる障害のある子どもに対する読書活動の支援

- ・ 図書館職員、朗読ボランティアによる対面朗読
- ・ 図書館職員、点訳ボランティアによる点訳図書や録音図書の作成
- ・ 障害の種類にかかわらず、すべての子どもたちが楽しむことのできるような「布の絵本」、「さわる絵本」等の作成

こんな意見もありました

例えば、クラスに障害のある子どもがいて、その子の読書活動を支えていくということ考えた場合、単に施設の問題ではなく、その子の学力をどう高めていくのかとか、その子の読書活動をどう保障していくのか、といったことが各学校や保育園等で考えられなくてはならないことなのだと思います。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するための家庭における日常的な本との出会い、公立図書館や公民館、学校図書館などの施設における子どもの自発的な読書を促すような環境の整備に努めます。

(1) 公立図書館の整備・充実

現状と課題

- 本県の図書館設置状況は、19市町村(48%)にとどまっており、まだ、県内すべての子どもたちが充実した図書館サービスを受けられるような環境とはいえません。
- 公立図書館未設置市町村においては、公立図書館の早急な整備が求められています。
- 児童図書コーナーの規模や蔵書数においても、各館に格差がみられます。

市町村の読書活動への取組

～市町村立図書館の整備状況～

(H15.10.1現在)



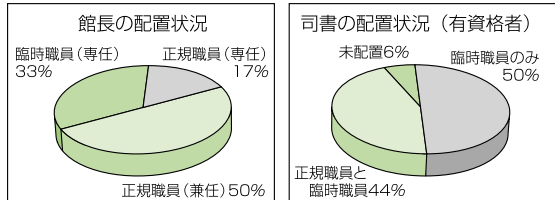
鳥取県立図書館調べ
平成15年10月現在

- 職員の配置についても、専任の図書館長の配置が進んでいないなど、十分とはいえない状況にあります。
- 子どもが身近に図書に触れることができるよう、各図書館において施設・設備や図書資料の拡充、職員体制の充実が求められます。
- 市町村合併により、公立図書館の未設置市町村数は減少しますが、合併による広域化や人口の増加を考えた場合、現状のままでは十分な図書館サービスを提供することは難しいと思われまます。子どもたちの身近に、図書館があるような状況を作ることが必要です。
- 今後、市町村合併が進んだ際の広域的な図書館サービスや、読書活動推進のあり方が重要な検討課題となってきます。

市町村公共図書館の館長・司書配置状況

館長の配置状況	館数	司書の配置状況（有資格者）	館数
正規の職員（専任）	3館	正規職員のみ	0館
正規の職員（兼任）	9館	臨時職員のみ	9館
臨時的任用職員（専任）	6館	正規職員と臨時職員	8館
臨時的任用職員（兼任）	0館	未配置	1館

鳥取県立図書館調べ（H15.4月現在）



施策の方向性

- 全市町村へ図書館設置を働きかけるなど、すべての人が図書館を利用することができるような環境づくりを促します。
- 子ども向け図書資料の計画的整備、司書の配置などの充実を図ります。
- 利用者の利便性を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を促進します。
- 市町村合併による新しいまちづくりの中で、市町村立図書館を中心に子どもの読書活動が一層推進されるよう働きかけていきます。
- 各市町村立図書館が、合併によるサービスの低下を招くことがないように、働きかけていきます。
- 県立図書館は、市町村立図書館の自立とサービス向上を支援します。

具体的な取組

◇ 公立図書館の整備・充実

- ・ 図書館未設置市町村に対する、図書館整備に向けた理解の促進
- ・ 子ども向け図書資料の計画的な整備
- ・ 児童図書に関する専門的な知識を有する司書の配置の充実
- ・ 図書館から離れた地域に対する分館の整備、移動図書館車の運行
- ・ 図書館の利用に障害のある人^{*}へのサービスの検討

※ 図書館の利用に関して、何らかの障害があれば、その人は図書館利用の障害者であるという考え方。「心身障害者へのサービスが即ち障害者サービスである」ということではなく、何らかの要因で資料や図書館を利用できなかったり、利用しにくかったりすることを「図書館利用の障害」ととらえる。

◇ 県立図書館による支援

- ・ 児童サービスの先進的・試験的・実験的活動の実施
- ・ 市町村図書館に対する児童図書資料等の作成・提供
- ・ 市町村の求めに応じた研修、講座の充実

◇ 公共図書館の情報化・ネットワーク化の促進

- ・ 鳥取県公共図書館横断検索システムの拡充

(2) 公民館、児童館等の整備・充実

現状と課題

- 本県の公立図書館未設置市町村数は全市町村の半数以上の20市町村にも上り、市町村立図書館の未設置市町村においては、公民館図書室がその代替施設としての機能を担っています。
- 公民館や児童館には図書室が設けられていますが、施設や資料数について子どもが読書活動を行うのに十分でないところもみられます。また、そのような代替施設には、専任司書がいません。
- 図書館や公民館図書室から遠隔地にあるなどの状況から、子どもが図書に触れる機会が少ない地域にあっては、地区公民館や児童館に身近な場所での図書館的な機能の充実が求められます。

施策の方向性

- 地域の実情に応じて、公民館図書室や児童館図書室のより一層の充実を図り、地域の子どもの身近なところで図書に触れる機会の増加に努めます。
- 県立図書館は、公立図書館未設置市町村に対して公立図書館の整備に向けた支援を行い、市町村立図書館の地区公民館、児童館等に対する支援機能のさらなる充実を図ります。

具体的な取組

- ◇ 公民館図書室や児童館図書室における貸出、閲覧等の環境づくり

- ・市町村立図書館からの図書の一括貸出
- ・ボランティアグループ等の活動の促進

(3) 学校図書館等の整備・充実

現状と課題

- 児童・生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられるよう、古い図書資料の廃棄等も含めた蔵書の整備・充実が求められています。平成14年度から講じられている、地方交付税措置の増額に伴う国の学校図書館図書整備費による蔵書の充実を、引き続き各市町村に働きかけていく必要があります。

- 各市町村（組合）立小・中学校における学校図書館図書標準^{*}達成状況は、小学校16%、中学校17%という状況であり、早急に学校図書館の蔵書の充実を図ることが求められています。

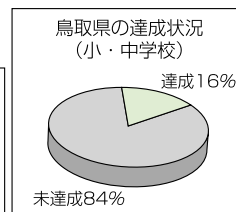
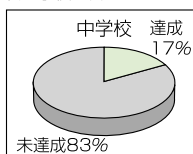
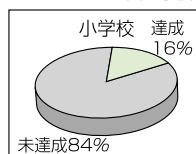
^{*} 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。

小・中学校の学校図書館図書標準達成状況

鳥取県の達成状況	内 訳	
	小学校	中学校
達成校数	35校	25校
未達成校数	185校	135校
	50校	

^{*}国立学校・私立学校を含まない

鳥取県教育委員会調べ
(H15.3月現在)

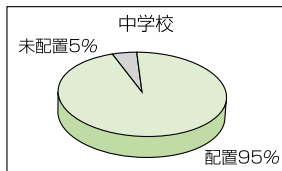
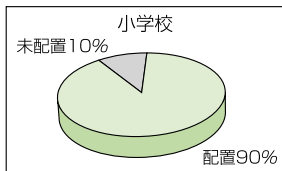


小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況(市町村・学校組合)

鳥取県の配置状況	内 訳	
	小学校	中学校
配置市町村数	35	36
未配置市町村数	4	2

鳥取県教育委員会調べ
(H15.5月現在)

※市町村には学校組合を含む



- 各市町村(組合)立小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況は、進んできていますが、その勤務形態や専門性については市町村によって差があります。
- 県では、市町村(組合)立小・中学校の学校図書館の活性化を図るため、市町村のモデル的な取組を支援しています。

- 本県では、平成15年度以降、学校規模にかかわらず原則としてすべての公立学校に司書教諭を配置することとしています。今後、司書教諭有資格者の養成と併せて、司書教諭を中心に学校図書館専任職員(学校司書)や教職員が連携して、学校図書館が一層活用されるような取組が求められます。
- 県立高等学校では、平成元年度から全校に非常勤の図書館事務補助員を配置してきましたが、平成14年度から司書を正職員として配置し(平成16年度までに29校中22校に配置)、学校図書館の活性化及び充実に努めています。
- 県立高等学校に図書管理システムを導入することで、図書館の蔵書データの電子化及び業務の電算処理化を行い、図書館利用の利便性を高めるとともに学校教育活動への支援体制の充実に努めています。(平成16年度導入校:29校中22校)
- 幼稚園や保育所においても絵本、紙芝居などの充実が図られていますが、各園・所において蔵書数や図書の配置などに課題が見られます。
- 乳幼児期に読書の楽しさや出会える機会を提供するために、環境づくりの一層の充実が求められています。

施策の方向性

- 県立学校における施設、設備の充実を図るとともに、図書資料の整備を計画的に行い、その充実に努めます。
- 小・中学校については、各市町村に対し国の「学校図書館図書整備5か年計画[※]」に基づいた地方交付税措置による図書購入費の趣旨について一層の理解を求め、早急な蔵書の充実に努めます。
※ 学校図書館図書標準を踏まえ、学校図書館の蔵書の整備を目的として立てられた計画。平成14年度からの5年間で総額約650億円の地方交付税措置が講じられることとされている。
- 情報端末機器の整備、業務の電算処理化など、学校図書館の情報化をさらに進めます。
- 司書教諭の配置の趣旨が、各学校において十分生かされるよう働きかけます。
- 学校図書館ボランティアとの連携を充実します。
- 幼稚園、保育所内に必要な図書スペースの整備を促進するとともに、各発達段階に応じた図書の選定について配慮します。

具体的な取組

◇ 学校図書館の施設、設備、図書及び資料の整備・充実

- ・古くなった図書資料の廃棄及び多様な教育活動を展開するための図書資料の整備・充実
- ・地域と連携した、図書のリサイクル等を活用した環境づくり
- ・余裕教室の活用や学級文庫の設置など、本をより身近にする環境づくり

◇ 学校図書館の情報化の推進

- ・県立高等学校における図書管理システムの拡充
- ・各学校における高速インターネットの接続、校内LANの整備促進、情報端末機器の増設
- ・県内公共図書館とのネットワーク化の促進

◇ 学校図書館充実のための教育委員会・教職員等への働きかけ

- ・市町村立学校の学校図書館充実に向けた市町村教育委員会への働きかけ
- ・司書教諭、学校図書館専任職員、学校司書が専門的な立場から学校全体の読書活動を推進できるような理解促進
- ・司書教諭配置を円滑に行うための資格者の継続的な養成

◇ 学校図書館ボランティアとの連携

- ・学校図書館へのボランティア活動についての協力、支援など活動しやすい環境づくり

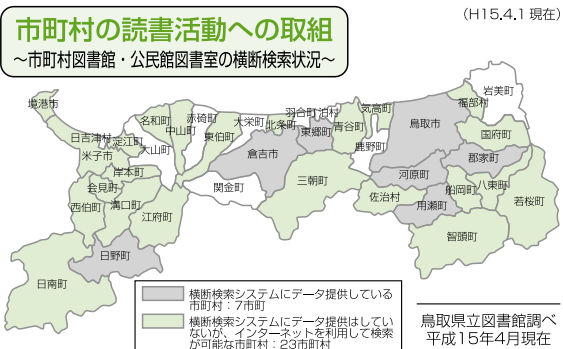
◇ 幼児が絵本や物語に親しむことができるような環境づくり

- ・絵本コーナーの設置や展示の工夫
- ・公立図書館、公民館図書室との連携による発達段階に応じた図書の選定

(4) 図書館間、地域や家庭と図書館との連携・協力

現状と課題

- 県立図書館のホームページで、県内の複数の図書館の蔵書を検索できるサービスを提供しています。
- 県立図書館から市町村立図書館に対しては、宅配便による配本サービスなど、利用者の希望に対して迅速に対応する体制を整えています。
- 市町村立図書館だけでは、すべての読書ニーズに応えることが困難であることから、県立図書館による市町村立図書館の自立に向けた支援の充実が求められます。
- 学校図書館の整備状況はまだ十分といえない中で、子どもの読書活動が生活の中に定着していくためには、学校と公共図書館等との連携・協力が重要であり、このための推進体制づくりが求められます。



- 県立図書館では、高等学校（平成 15 年度：モデル校 10 校）に対して、配本サービス、巡回相談等の支援を実施しています。また、小中学校に対しても、市町村立図書館等を通じて貸出を実施しています。
- 学校図書館と公共図書館とのネットワーク整備など、情報化が求められています。
- 子どもの読書活動を推進する図書館・学校・民間団体等は、個別に活動する中で図書館間の連携、図書館と学校との連携、学校間の連携、学校ボランティアグループ等の協力、ボランティアグループ間のネットワークづくりなどの連携・協力による取組を進めています。
- 公共図書館の中には、移動図書館車等で広範囲な地域でのサービスを行ったり、ボランティアグループ等と連携してイベントを開催している地域もあります。
- 市町村の保健センター等と公共図書館が連携して、ブックスタートや読み聞かせの指導を行っている地域も増えてきています。

施策の方向性

- 県立図書館は、市町村立図書館の自立とサービス向上を支援します。
- 県立図書館は、公立図書館未設置市町村に対して公立図書館の整備に向けた支援を行います。
- 利用者の利便性を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を促進します。
- 県立図書館、県教育センター等が連携して、司書教諭、学校司書等を対象に子どもの読書についての研修会を実施し、専門的技能の向上を図ります。
- 図書館、学校、地域のボランティアグループ等の民間団体が連携・協力した推進体制の整備を支援します。

具体的な取組

- ◇ 県立図書館による、市町村立図書館の自立に向けた支援

- ・市町村立図書館へのリクエストによる配本の充実
- ・市町村立図書館等への巡回相談の充実
- ・市町村立図書館等の職員に対する、スキルアップのための各種講座、研修の充実
- ・市町村の求めに応じた研修、講座の充実

- ◇ 公立図書館の情報化・ネットワーク化の促進

- ・鳥取県公共図書館横断検索システムの拡充

- ◇ 公立図書館と学校図書館の連携・協力

- ・公立図書館と学校図書館の情報交流の促進、ネットワーク化の整備
- ・公立図書館から学校図書館へのセット貸出やリクエスト配本、レファレンスの充実
- ・司書教諭、学校司書等を対象にした研修会の充実

- ◇ 地域の読書活動の支援

- ・公立図書館から児童館や放課後児童クラブ、公民館など公共的機関の図書室や図書コーナーへの団体貸出の促進
- ・鳥取県公共図書館横断検索システムの拡充による、利用者の利便性向上

◇ 学校の PTA や保育所・幼稚園の保護者会の活動を通じた啓発活動

- ・「家庭教育手帳」等を活用した、家庭における読み聞かせや家庭での読書習慣づくりの重要性の理解促進

◇ 地域の保健センター等で行われる定期健康診断等、子どもと親の集まる機会を利用した、家庭における読書活動の支援

- ・図書館等とボランティアグループとの連携によるブックスタート事業の推進や乳幼児検診時の絵本の選び方や読み聞かせの方法についての情報提供

◇ ボランティアグループ間のネットワークの推進

- ・情報交流の機会の提供
- ・合同研修会、講座等の開催

(5) 障害のある子どもへの配慮

現状と課題

- 公立図書館等において、施設のバリアフリー化が進められています。障害のある子どもたちが自由に読書できるよう、障害の種類や程度に応じた図書の整備、読書スペースの充実などの環境整備が求められます。
- 県立図書館では、障害のある人の希望に応じて、宅配便による配本サービスを実施しています。
- 録音・点字図書、大活字本についても、県内の市町村図書館に対して、他の図書と同様に迅速に所蔵館情報を提供しています。

施策の方向性

- 図書館等において、障害のある子どもたちが安心して利用できるよう、読書環境の整備に努めます。
- 障害により外出することが困難な状況にある子どもたちに対して、支援・サービスの整備に努めます。

具体的な取組

◇ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ・障害の種類にかかわらず、すべての子どもたちが楽しむことのできるような「布の絵本」「さわる絵本」等の整備
- ・公立図書館、公民館図書室における大活字本、録音図書、点字図書などの整備
- ・公立図書館、公民館図書室における対面朗読、手話通訳による読み聞かせ等の実施
- ・施設のバリアフリー化の整備促進
- ・手話ボランティアとの連携・協力など、障害のある子どもに対応できる体制の整備
- ・盲・聾・養護学校における図書資料の整備・充実
- ・在宅支援・サービス体制の整備

(6) 多様な文化への対応

現状と課題

- 県内にはアジア地域を中心として、4,376人の外国籍の人々が生活しており(平成14年12月末現在:鳥取県国際課調べ)、その数は年々増加しています。
- 外国籍の子どもが読書に親しむことができるようにするとともに、多様な文化に対する理解を深める読書環境の充実等が求められます。
- 県立図書館には、外国人の子どもの読書活動を支援するため、英語、環日本海諸国の言語(ハンダ、中国語、ロシア語等)を中心として、約2,300冊の外国語で書かれた子ども向け資料を所蔵しています。
- 県立図書館では、平成7年より環日本海交流室を開設し、環日本海諸国・地域に関連する外国語の資料や日本語の資料の充実を図るとともに、国際交流員と連携して環日本海交流を実施している学校への活動支援を行っています。

施策の方向性

- 図書館等において、多様な文化を持つ子どもたちが読書に親しむことができるよう、読書環境の整備に努めます。
- 国際化の進展に対応するとともに、多様な考えや価値観をもつ外国文化の理解を進めることができるような環境づくりを進めていきます。

具体的な取組

- ◇ 多様な文化をもつ子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実

- ・ 公立図書館、公民館図書室における外国語の資料などの整備
- ・ 多様な言語に対応できる職員の養成
- ・ 多様な文化に対応した、利用しやすい図書館環境の整備
- ・ 地域の子どもの外国語資料に対する要望に応えるための、県内図書館、公民館図書室との相互協力の推進

- ◇ 多様な文化を理解するための諸条件の整備・充実

- ・ 公立図書館、公民館図書室、学校図書館における、多様な言語や文化を理解するための資料等の整備

こんな意見もありました

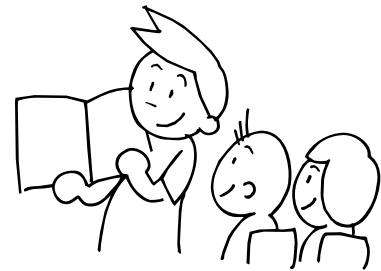
学校のくらしの中で、子どもたちが楽しい本に出会っていくということは大切ですが、もちろん中には本が嫌いで動く方が好きな子もたくさんいます。また、体を動かす方が本当にいいことを学ぶということもあります。できるだけ図書館に行くことができるような環境整備をしていき、そこでまた違った学びと出会えるようにしていくことが大切なのだと思います。



推進ビジョンを読み、子どもの育ちの中での読書の大切さを改めて感じました。ただ、私は、子どもを読書漬けにする必要はないと思います。読書をしない間にも、音楽やスポーツなど読書以外のいろいろなことを吸収します。問題はバランスだと思っています。

読書は本来、個人的なものだと思います。大切なのは、子どもたちが読みたくなるような本が、子どもたちの手の届くところに何気なくあること。そんな環境づくりが大切なのだと思います。

周りの大人が本を読めば、自然と子どもも本を読むようになります。本を嫌いにさせることは簡単ですが、好きにさせるためには、おもしろい本を差し出す大人がたくさんいなければならないと思います。



近年、保育所は乳児（0歳児）の入所が増加しています。その受け入れ体制の整備（乳児室の確保、保育士の確保）に各保育所とも苦労されており、図書スペースの確保が困難な状況のようです。保育所設置者（市町村、社会福祉法人等）に対して、幼児期における読書の重要性を理解してもらうことも必要だと思っています。

国語の教科書の中では、子どもたちに対して数多くの本が紹介されています。それらを通じて、子どもたちの目にはいろいろな本が触れるはずなのですが、実際に子どもたちがそれらの本とどのように出会っているのか、ということが重要なことだと思います。

それらの本が図書館にも置かれ、書店にもきちんと置かれ、学校でも子どもたちに働きかける、というようなことも大切だと思います。

3 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもたちが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるため、図書館職員、教職員、保育士、保健師、ボランティア等、本と子どもを結びつける立場にいる人の育成と学校における管理職等の理解の促進に努めます。

(1) 各市町村・市町村教育委員会・関係機関の管理職等の理解の促進

現状と課題

- 各市町村や学校において、子どもの読書活動を推進するためには、公共図書館、学校図書館等に専門的な知識を持った職員の配置が大切ですが、それとともに各機関を管理する教育委員会、管理職等の子どもの読書の重要性に対する理解を深めることが求められています。
- 本県では、平成15年度以降、原則としてすべての公立学校に司書教諭を配置することとしていますが、今後、司書教諭の研修の充実を図るとともに、司書教諭の職務に対する管理職をはじめとする教職員の理解を深めていく必要があります。
- 公立図書館の館長の中には、専任で正規職員、司書資格を有する者の数は少なく、専門的な知識を有して図書館運営においてリーダーシップを発揮できるような館長の役割が求められています。

施策の方向性

- 各市町村に対して、図書館に正規の職員としての司書の配置を促し、さらに、図書館における児童部門の重要性についての理解を深めるよう働きかけます。
- 管理職に対する研修を行い、学校における専門的な知識を持った職員の必要性について理解を深めます。
- 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」策定後、各市町村長、各市町村教育委員会に対して、各市町村における読書活動推進計画の策定や推進体制の整備を促すなど、教育委員会の取り組みが活発化するよう支援していきます。

具体的な取組

- ◇ 学校図書館充実のための教育委員会・管理職等への働きかけ

- ・市町村立学校の学校図書館充実に向けた市町村教育委員会への働きかけ
- ・司書教諭、学校図書館専任職員、学校司書が専門的な立場から学校全体の読書活動推進にリーダーシップを発揮できるような体制づくりと管理職の理解促進
- ・司書教諭配置を円滑に行うための資格者の継続的な養成

- ◇ 各市町村における子どもの読書活動推進体制の整備促進等

- ・「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」等の説明会の開催
- ・各市町村における推進体制整備の支援

(2) 教職員等の研修の充実・理解の促進

現状と課題

- 子どもたちが読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが、子どもと本を結びつけるために必要な専門知識と技術を身に付けることが大切です。
- 教職員等の学校図書館に対する理解、読書活動に関する意識は、まだ十分に高まっているとは言えないのが現状です。

施策の方向性

- 読み聞かせなどを実践する司書、教員、保育士など、子どもの読書活動の担い手の能力向上を図ります。
- 小学校、中学校、高等学校の教職員を対象として、学校図書館運営の方法や読書指導についての研修を行い、指導力の向上を図ります。

具体的な取組

- ◇ 教職員等の研修の充実と理解の促進

- ・ 保育士等を対象とした読み聞かせ等の研修機会の充実
- ・ 管理職をはじめとする教員を対象とした学校図書館に関する研修講座の充実

(3) 司書、司書教諭、図書館職員等の養成・研修・再教育の場の提供

現状と課題

- 子どもたちが読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが、子どもと本を結びつけるために必要な専門知識と技術を身に付けることが大切です。
- 県立図書館では、市町村図書館等の職員及び県立高等学校の司書等に対して、スキルアップのための各種講座、研修を実施しています。
- 教育センターでは、すべての司書教諭を対象に研修会を開き、司書教諭の役割と学校図書館の効果的な活用について、司書教諭の理解を深め、資質の向上を図っています。
- 市町村には児童専任職員のいない図書館が多く、この部門のさらなる研修の充実を図っていく必要があります。
- 司書をはじめ、司書教諭、学校図書館専任職員、保育士、ボランティアといった人たちが、さらなる専門的知識を得ることができるような研修の場・再教育の場を提供していくことが求められます。

施策の方向性

- 図書館職員等に対し、児童図書、子どもの読書に関する研修の充実を図ります。
- 鳥取大学、鳥取短期大学等における人の養成について、中・長期にわたる継続的な再教育の場の提供に関する連携・協力を図るよう努めます。

具体的な取組

◇ 人の育成のための研修

- ・司書等の図書館職員の能力向上を図るための専門研修の充実
- ・市町村立図書館の職員を対象とする研修の充実

(4) ボランティア等の育成及び研修

現状と課題

- 県内各地で「家庭文庫」、「読み聞かせグループ」などのボランティアグループが活動しており、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供しています。
- 子どもたちが読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが、子どもと本を結びつけるために必要な専門知識と技術を身に付けることが大切です。
- 県立図書館では、市町村図書館等の職員等をはじめ読書ボランティアに対して、スキルアップのための各種講座、研修を実施しています。

施策の方向性

- 地域で読み聞かせなどを実践する読書ボランティアなど、地域における子どもの読書活動の担い手の能力向上を図ります。

具体的な取組

◇ 人の育成のための研修

- ・地域で子どもの読書活動に携わる人たちのための研修会の充実

こんな意見もありました

「読書の種まき」は、赤ちゃんの時からしていかななくてはならないと思いますが、それが途切れた時に、また種をまいてくれる人が、子どもたちの身近にいるということがとても大切なことだと思います。

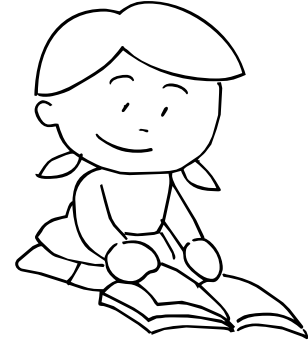


公共図書館の人たちにとっても、長い間現場にいと、再教育の機会が必要です。徐々によくなってきてはいますが、ある期間職場を離れて勉強し直すことは難しいのが現状だと思います。

現場の図書館員の専門性が、正しく評価されるようにしていくことが大切だと思います。

子どもに関する研修を受ける人たち（司書、司書教諭、学校司書等）の担当が頻繁に替わると、専門的知識の蓄積にならず、いつまでも初心者対象ばかりになって、子どもの読書推進が通り一遍で薄っぺらなものになってしまいがちです。

職員が定着することで、研修のレベルアップや蓄積ができるようになって、研修の成果が本当に子どもに生かされていくのだと思います。



4 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、家庭における保護者、学校における教職員等、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性を理解していくことが必要です。

そのために、子どもの読書活動に対する県民の関心と理解を深め、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するための、幅広い普及・啓発を図るよう努めます。

(1) 推進のための普及・啓発活動

現状と課題

- 県では、国民文化祭をはじめとする大規模イベントにおいて、「出版文化」、「学校図書館」、「親子で楽しむ本」、「バリアフリー絵本」といったテーマを積極的に取り上げ、広く全国に発信してきました。
- また、広く一般県民を対象にした「豊かな心を育む読書活動推進フォーラム」を平成13年度から3年間開催し、児童・生徒の読書活動の推進の普及に努めてきました。
- 平成14年度から新たに設けられた「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を中心に、県内各地の図書館、公民館、学校等でおはなし会や講演会、展示会などの「子どもと本をつなぐ」事業が実施されています。
- 「子ども読書の日」の県民への普及に努め、広く浸透を図る必要があります。

施策の方向性

- 平成17年度に本県で開催予定の「全国生涯学習フェスティバルーまなびピア鳥取2005ー」において、「図書館・読書活動」をテーマの一つとして取り上げ、広く読書活動への関心を高めていきます。
- 国の広報事業と連携して「子ども読書の日」の県民への普及に努めます。

具体的な取組

◇ 普及・啓発活動

- ・ 県立図書館等における「子ども読書の日」関連事業の実施
- ・ 学校や図書館、ボランティアグループ等が連携した、子どものみならず大人への広報啓発の充実

(2) 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供

現状と課題

- 各図書館等では、子どもの読書に関する情報提供に努めています。
- 県立図書館では、児童図書を全点購入し、児童図書の選書支援を行うとともに、読み聞かせ用の図書リストを作成し、県立図書館のホームページに公開しています。
- 県民学習ネットを通じて、子どもの読書に関わる講座、イベント等の情報を提供しています。
- 子どもの読書活動に関する情報を多くの方が容易に入手・活用できるよう、各種情報の収集、提供機能の充実が求められます。

施策の方向性

- 各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等の取組などに関する情報の収集に努めます。
- 保護者、一般県民に対し、子どもの読書活動に関する情報を積極的に提供します。

具体的な取組

◇ 広範な情報の収集・提供

- ・ ホームページ等における子どもの読書活動に関する情報提供の充実

第3章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 県の推進体制の整備

- 県では、平成15年度に「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、この度、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定しました。
- 今後は策定されたビジョンに基づき、県内の推進状況の検証、具体的な取組等についての検討を引き続き行います。子どもの読書活動を総合的に推進するため、平成16年度以降も「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」において、県内の推進状況の検証、具体的な取組等についての検討を進めます。

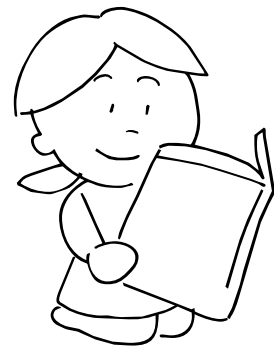
- 県教育委員会の関係各課の連携を進め、読書活動の推進について総合的な施策の推進ができるように努めます。

2 地域での子どもの読書活動推進体制の整備

- 各市町村においては、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる、地域での子どもの読書活動推進のための、自立した体制を整備することが重要であり、必要に応じた支援を行います。
- また、市町村は身近な地方公共団体としてその役割は重要であることから、各市町村において連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うことが求められます。

3 民間団体等の連携・協力の促進

- 民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動を一層推進させることにつながります。
- 書店は地域において子どもたちが本に接する身近な場所であり、図書館等と同じように読書活動推進の一翼を担うことが期待されます。書店が読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動を推進していくための連携・協力を進めていきます。
- 県では「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」において、民間団体間の連携・協力のあり方について検討するとともに、その体制の整備の推進を支援します。



資料編

- 具体的取組事例の紹介 1

- 関連資料等
 - ・ 県内図書館、公民館図書室一覧 8
 - ・ 平成15年度講座、講演会、研修会等の一覧 9
 - ・ 鳥取県の図書館ネットワーク 11
 - ・ 鳥取県子どもの読書活動推進委員会設置要綱 13
 - ・ 推進委員会委員、アドバイザー名簿 14
 - ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律(H13.12.12) 15

具体的取組事例

—市町村・市町村立図書館の取組—

米子市立図書館



①学校図書館との連携

学校図書館への資料提供や団体貸出は、従来から司書が学年別に選書し、物流も移動図書館車で司書が対応していましたが、平成12年後期から物流は移動図書館車以外の市の公用車で対応することとし、学校図書館職員が児童・生徒の希望図書又は教員の指導用図書を米子市立図書館にファックスで連絡するだけで、司書が選書し、各学校に毎日配本を行うようにしました。この選書から物流までの一貫した連携により、学校への貸出が急速に増加しました。学校へは通常1ヶ月・50冊を上限に貸出していますが、読み物と絵本については、平成11年度から1学期あるいは1年間という長い期間で、児童数を上限に小学校に貸出すことにしました。学校に貸出された図書は、調べ学習や朝の読書、学級文庫で多くの児童・生徒に利用されています。

また、図書館を会場に、市教委担当課主催による学校図書館職員の新任研修と毎月の研修を実施しています。

②ブックスタート支援の取組

赤ちゃんの心とことばを育むために絵本を手渡す「ブックスタート」に取り組んでいる自治体が増えていますが、米子市立図書館においてもその大切さを保護者に知ってもらうために、赤ちゃんの6か月検診時に司書による絵本の読み聞かせを実施し、同時に地元絵本作家と司書の共同制作による、おすすめ絵本リスト「だっこでえほん」を全員に配布しています。また、健診会場には待ち時間を親子で絵本に親しめるよう、200冊の絵本を常時団体貸出しています。

③保育園、児童館及び子育て支援センター等への本の貸出し

保育園、児童館及び子育て支援センターに図書館車による団体貸出を実施し、3ヶ月ごとに本を入れ替え、子どもの読書活動の推進に寄与しています。

また、市立図書館の努力のもと、絵本に対する意識と読み聞かせの大切さが市民の心に根付きつつあり、保育士による読み聞かせサークルからも団体貸出の申請があるなど、絵本の団体貸出登録団体は163団体となっています。

④各種行事の実施

館内での絵本の読み聞かせはもちろんのこと、図書館まつりでの、ミニ絵本作りコーナー（司書の指導によりぬり絵本を完成させる催し）の設置、絵本に関する講演会の開催など、各種行事を通じて、子どもと本を結びつける努力をするとともに、保護者に対する絵本と読み聞かせの大切さについて意識の高揚を図っています。

(H15 子どもの読書活動優秀実践図書館)



鳥取市（鳥取市保健センター）

エレベーターでさざんか会館4階にある保健センターに上がると、目の前が受付です。受付を済ませ、赤ちゃんたちは待合の広場でおもちゃや絵本とともに時間を過ごします。

いよいよ健診の始まりです。名前を呼ばれて親子3組が1つのグループになり、案内されたところは「読み聞かせの部屋」。靴を脱いでカーペットの上に上がります。

「いないいない、ばあ。こんにちは。」とうさぎちゃんの人形がご挨拶。赤ちゃんがニコニコし始めたところで、「それでは1冊絵本を読んでみましょうね。」。ボランティアさんが赤ちゃんに語りかけるように絵本を読んでいます。きょとんとした赤ちゃん。ニコニコした赤ちゃん。ハイハイして絵本に触ろうとする赤ちゃん。いろんな赤ちゃんの反応があることを、お母さん達も感じているようです。「お母さん、赤ちゃんをお膝にだっこして、赤ちゃんの手をそっと握ってみてください。‘ちょちちょちあわわ’を一緒にしてみましょう。」と、わらべうたが始まりました。そしてお花の指人形と動物の指人形で‘おはながわらった’を歌います。最後にもう一冊絵本を読んで、読み聞かせの時間はおしまいです。それから、計測、診察や栄養相談を終え、保健師さんによる保健指導が始まります。ここでは、保健師さんから「読み聞かせの部屋」での様子や感想について質問がされ、メッセージと共にブックスタート・パックが手渡されます。

鳥取市のブックスタートは、保健センター・図書館・ボランティアの連携によって進められています。鳥取市では、地域に生まれた全ての赤ちゃんに保護者にブックスタート・パックが手渡されるよう、丁寧に進めています。年間出生数は約1,600人で、そのうち約97%の赤ちゃんは健診に来ますが、残りの3%の赤ちゃんにもパックが手渡されるよう保健師さんが家庭訪問を行い、100%の赤ちゃんに手渡すことを目指しています。現在、ブックスタートをきっかけに生まれた三者の連携は、他の活動にも広がっています。ボランティアさんは図書館での活動だけではなく、育児サークルでの読み聞かせ活動も始めました。また、図書館から保健センターに絵本が300冊長期貸出され、保健センターの待合広場に置いてあります。

健診終了後、ブックスタートに関わられる方々から、こんな声を聞きました。

『「小さい頃から本を読むとどんな力がつきますか？」と聞いてくる人がいますが、まずは読んであげている暖かい雰囲気を伝えたいと思います。読み方には上手い下手はないし、読み手の『伝えたい』という気持ちが大切だと思っています。』

(NPO ブックスタート発行 ニュースレター Vol.2 事例紹介より抜粋)

※ NPO ブックスタート <http://www.bookstart.net>

ー民間ボランティア等の取組ー



鳥取家庭文庫連絡会

鳥取家庭文庫連絡会は、鳥取市に市立図書館もなく、書店にも児童図書が少なかった昭和52年に、「各家庭で子どもたちに本を手渡したい。」と願う母親がそれぞれ家庭文庫を設けるとともに設立した団体です。設立後26年間もの長期にわたり、毎月例会を開催しての本や家庭文庫に関する情報交換及び研修会の開催等により会員の研修に努めるとともに、母親を対象とした講座・講演会の開催により子どもの読書に関する普及活動、さらには学校へのおはなし会・読み聞かせの出前等を行い、子どもの読書活動推進に貢献してきました。

例会や研修会等を通じ、それぞれの家庭文庫は研鑽を積み、子どもたちに数多くのよい本を提供してきています。また、母親を対象とした講座・講演会の開催等により、読み聞かせをする家庭も増えており、家庭文庫の利用者からは「子どもが『お布団自分で敷いたから早く本を読んで』と言った。」とか、「子どもに読み聞かせをすることで、子どもとの会話も以前よりずいぶん楽しいものになった。」など喜びの声が数多く寄せられています。

(H14 子どもの読書活動優秀実践団体)



え本の会「梟（ふくろう）」・倉吉市立図書館

え本の会「梟」は、倉吉市を中心に、子どもの豊かな心を育むためには、乳幼児期の親子のふれあいが大切であるという信念のもと、自宅を開放して読み聞かせ、絵本の紹介、意見交換等を行っています。親子のふれあいの場、母親の交流の場となるよう創意工夫し、絵本を通して親子のコミュニケーションを図るさまざまな活動を行うとともに、その活動も広がりを見せてきました。

絵本作家講演会や原画展を開催し、絵本の世界を身近なものにする機会を提供したり、各地でおはなし会や講演会を行うなど、子どもと母親の読書活動推進に貢献しています。特に、早い時期からの乳幼児への読み聞かせの取組は、倉吉市立図書館のブックスタート事業実現の大きな推進力となり、その実施にあたっては読み聞かせのボランティアとして協力しています。

このような図書館とボランティアとの連携した活動を通して、乳幼児への読み聞かせの関心が高まり、図書館における幼児絵本の貸出冊数の増加、ブックスタートのフォローとして実施している「あかちゃんのおはなし会」への参加者の増加等、家庭における読み聞かせの大切さの理解も少しずつ広がっています。また、他の読み聞かせグループとの交流にも努め、地域全体の読み聞かせ活動も活発になってきました。

(H15 子どもの読書活動優秀実践団体)



米子市朗読ボランティア「火曜の会」

「火曜の会」は、米子市教育委員会ほか主催の朗読ボランティアのための基礎講座修了生有志により発足しました。

月3回、火曜日に米子市福祉保健センター、NHK 米子支局スタジオ、老人福祉施設、公民館、保育園、小・中学校等で例会をもち、幼児から高齢者まで幅広い参加を得ています。活動内容は、おはなし会、朗読コンサート、講演会、お母さんの作品朗読ほか朗読ボランティア、録音図書作成、紙芝居、人形劇、パネルシアター等、会員の得意分野を生かして多岐にわたる活動をしています。

今年で20周年を迎えた「火曜の会」は、すべての活動の基本に「思いやりを込めて」という理念を生かしながら実践に取り組んでいます。それがこの息の長い活動につながっていると考えています。週1回、あるいは月1回の例会は多様なプログラムで、それぞれの施設にあったものを実践しています。中でも8月6日、原爆の日に寄せての朗読コンサートは第16回を数え、広く市民の間に定着しています。

また、近年、手話や手話劇のプログラムにも積極的に取り組み、他の会員も含めて手話に関心をもつ人も増えてきました。特に小・中学校では人気があり、手話を学ぶことによって子どもたちは新しい発見をし、手話の楽しさとともに、心がつながることの喜びを感じています。

このようなお話や朗読、手話をとおして、人の心に訴え、また人の心をやさしくする活動を今後も地道に続けていきたいと考えています。

(H15 鳥取県教育表彰団体)



東伯町立東伯小学校

(1) 特色ある実践

① 図書館の環境整備

“ちょっと本を手にとってみたくなる”ような図書の配置やコーナー作りを行うとともに、本の予約やリクエストにも応じています。現在は、図書のコンピュータ管理に向けて準備も進めています。

② 朝読書の時間

毎朝8時20分から15分間、全校が読書を行い、落ち着いた1日のスタートをきっています。

③ 職員と町立図書館司書によるおはなし会

毎月第3木曜日の朝読書の時間、低・中・高学年の児童を3つの教室に分け、絵本の読み聞かせやブックトークなどを行っています。年間を通して、全職員と町立図書館司書が交代で担当しています。

④ 児童によるおはなし活動

朝読書の時間や交流会などで、6年生が1年生に、5年生が保育園児に、2年生が1年生や保育園児にと、絵本の読み聞かせや紙芝居、ペープサートなどを行って楽しく交流しています。

⑤ 図書委員会による読書活動の推進

おすすめの本の紹介やおはなし会の実施、おはなしテープの作成（給食時間に放送）や校内読書週間の催し（イラストコンクール、読書くじ、読書表彰）など読書に親しめる活動を工夫しています。

(2) 家庭との連携、地域との連携

① ファミリー読書タイム

毎週末、全児童に記録用紙を配布し、家庭での読み聞かせや読書を通じて、家族（親子）で楽しい時間がもてるよう取り組んでいます。

② 保護者によるおはなし会

毎月第2木曜日の朝読書の時間、PTA学級部員が中心となって、全校を対象に行っています。

③ 図書館の地域開放

毎月第2・第4土曜日の午後、図書館を開放し、図書の貸出のほか、地域の方を講師に招いて、「竹でっぽうづくり」「豆腐づくり」「茶会」「おもしろ実験」などの催しを行っています。また、おはなしサークルによるおはなし会も行っています。

④ 町立図書館の団体貸出と移動図書館車の活用

月300冊の本を借りることができ、学習に必要な本を補充したり図書館で貸出を行ったりしています。毎月2回、移動図書館車の巡回もあります。

(H15 子どもの読書活動優秀実践校)



米子市立福生小学校

(1) 特色ある実践

① 「朝の一斉読書」の取組

平成8年度の3学期から校長、国語科主任の提案で朝の一斉読書がスタートしました。全国に先駆けての取組でしたが、教職員の理解と協力があり、スムーズにスタートすることができました。学校で、一斉に、毎朝10分間、生徒も教師も、自分の興味のある本を、静かに読むというきまりで行っています。感想文などは書かせないことにしています。朝、学校の日がスタートするにあたり、校内がシーンと静まりかえり落ち着いた状態が持続できるようになりました。

② 学校図書館のコンピュータ管理

平成14年度2学期から、図書室にコンピュータが導入され、バーコードを使ったコンピュータ・システムによる図書の貸出し・返却・検索等を行っています。

③ 学級文庫の充実と活用

身近に本がある環境を作るために、各教室に、30冊の学校図書館の本の配本を行っています。その中には、国語辞書・漢和辞書・ことわざ辞典・和英、英和辞典も含まれています。定期的に学級毎に入れ替えもしています。

(2) 家庭、地域社会との連携

① 学校図書館資源共有化の実践

図書のデータベース化により、市立図書館、市内中学校との蔵書の共有化を実践しています。生徒の希望図書、教員の授業での活用図書の充実につながり、学校図書館が調べ学習、課題解決学習の重要な拠点となっています。

② 図書便りの発行

図書館司書職員、図書委員会が定期的に図書便りを発行し、新刊の紹介、本の貸出調査結果、学校図書館利用の呼びかけを行い、家庭にも情報を発信しています。

(H15 子どもの読書活動優秀実践校)



鳥取県立倉吉東高等学校

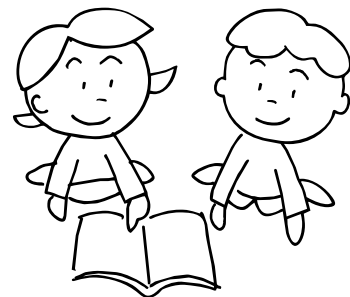
平成8年度に導入された本校の「読書・小論文活動」の目的は、生徒がいろいろなことに自ら進んで問題意識を持ち、自己の力で解決の糸口を見つけ、考えをまとめ、それを言論にまで高める力を養うことにあります。

この活動における留意点は、①生徒のものの考え方や生き方と結びつけたかたちで読書および小論文活動を指導すること、②国語科あるいは担任だけでなく教員全員がこの活動に取り組み、寸評執筆や添削指導にあたること、です。教員組織として、校内に「読書・小論文委員会」を設け、現在17名の構成員がいます。

この活動は入学とともに始まります。まず、新入生の書いた作文「10年後の私」に教員全員が激励の短文を書いて応えています。続いて1・2年生は年間各6冊の「必読図書」を読み、夏冬の長期休業中にはその図書についての小論文を作成します。休み明けのロングホームルームで、お互いの作品を回し読み、相互評価を行ってクラスの優秀作品を決定し、読書・小論文委員会がさらに審査を加えて、優秀作品集「志在千里」を編集し発行しています。このときそれぞれの作品について、教員が寸評を付し、生徒作品に応じています。生徒による年間二回の相互評価は、文章だけでなく、ものの見方・考え方について刺激を与え合う相互研鑽の場として生徒間に定着し、優秀作品集「志在千里」も15号を数えるまでとなりました。3年生は、大学・学部の志望理由や学校生活・社会問題についての小論文を手始めに、入試を視野に入れた小論文指導に順次移行していきます。

また、年に一度必読図書の著者を招いて「著者講演会」を開き、著者から直接話を聞くだけでなく、生徒と著者が懇談できる場も設けています。昨年度の著者講演会では、終了後の懇談会に希望生徒が多数つめかけ、著書や講演内容について熱心な質問が続いたため、予定時間を延長せざるをえないほどの盛況となりました。

(H15 子どもの読書活動優秀実践校)



鳥取県内図書館一覧

図書館名	所在地	休館日	電話番号
鳥取県立図書館	680-0017 鳥取市尚徳町101	月末	0857-26-8155
鳥取市民図書館	680-0843 鳥取市吉方温泉3-701	火/1日/祝翌	0857-27-5182
米子市立図書館	683-0822 米子市中町8	月/月末	0859-22-2612
倉吉市立図書館	682-0816 倉吉市駄経寺町187-1	月/終木/祝翌	0858-47-1183
境港市民図書館	684-0033 境港市上道町3000	月/月末/祝日	0859-47-1099
郡家町立図書館	680-0463 郡家町宮谷256-4	月/終木/祝日	0858-72-6660
用瀬町立図書館	689-1201 用瀬町用瀬104-2	月/月末/祝日	0858-87-2702
町立智頭図書館	689-1402 智頭町智頭2076-2	日/月末/祝日	0858-75-3114
気高町立図書館	689-0334 気高町北浜3-121-6	月/月末/祝日	0857-37-6036
東郷町立図書館	689-0714 東郷町籠島497	月/月末/祝日	0858-48-6012
町立みささ図書館	682-0121 三朝町大瀬999-2	月/終木/祝日	0858-43-1145
町立せきがね図書館	689-0498 関金町大鳥居193-1	月/月末/祝日	0858-45-2523
大栄町立図書館	689-2221 大栄町由良宿803-1	月/終木/祝日	0858-37-5515
東伯町図書館	689-2303 東伯町徳万266-5	月/4水	0858-52-1115
赤碕町立図書館	689-2501 赤碕町赤碕1142-3	月/終木/祝日	0858-55-7547
西伯町立図書館	693-0351 西伯町法勝寺342	月/月末/祝日	0859-66-4463
中山町民文庫	689-3111 中山町赤坂766-1	月/終木/祝日	0858-49-3010
日南町図書館	689-5212 日南町霞785	月/1水/祝日	0859-77-1112
日野町図書館	689-4503 日野町根雨129-1	火/月末/祝日	0859-72-1300
江府町図書館	689-4401 江府町江尾505	月 8/13-15	0859-77-2000
溝口町図書館	689-4292 溝口町溝口652-1	月/月末/祝日	0859-62-0711

※ 若桜町は平成16年度に設置予定

米子市児童文化センター	683-0826 米子市西町133	火/終月/祝翌	0859-34-5455
鳥取大学附属図書館	680-8554 鳥取市湖山町南4-101	休業期の土・日・祝日	0857-31-5668
鳥取大学附属図書館医学部分館	683-8503 米子市西町86	日/祝日/休業期の土	0859-34-8053
鳥取短期大学図書館	682-8555 倉吉市福庭854	日/祝日/冬季休業中	0858-26-1811
米子工業高等専門学校図書館	683-8502 米子市彦名町4448	日/月末/祝日	0859-24-5004
鳥取環境大学情報メディアセンター	689-1111 鳥取市若葉台北1-1-1	日/月末/祝日	0857-38-6730
鳥取県ライトハウス点字図書館	683-0001 米子市皆生温泉2-19-48	土・日・祝日	0859-22-6400

公民館図書室一覧

館名	所在地	休館日	電話番号
国府町中央公民館	680-0152 国府町序380	月/祝日	0857-24-1642
岩美町中央公民館	681-0003 岩美町浦富1038-6	祝日	0857-72-0510
福部村中央公民館	689-0102 福部村細川1338	月/祝日	0857-75-2030
船岡町中央公民館	680-0495 船岡町船岡536	月/祝日	0858-72-0085
河原町中央公民館	680-1221 河原町渡一木227-1	月/祝日	0858-76-3123
八東町中央公民館	680-0531 八東町才代131	土/日	0858-84-3001
若桜町中央公民館	680-0701 若桜町若桜1224-4	火	0858-82-1584
佐治村中央公民館	689-1313 佐治村加瀬木2915	祝日	0858-89-1321
鹿野町中央公民館	689-0405 鹿野町鹿野342	月/祝日	0857-84-2131
青谷町中央公民館	689-0501 青谷町青谷4083-3	月/祝日	0857-85-1141
羽合町中央公民館	682-0723 羽合町久留19-1	月/祝日	0858-35-3111
泊村中央公民館	689-0601 泊村泊1204-1	年末年始	0858-34-3011
北条町中央公民館	689-2111 北条町天下112	祝日	0858-36-2062
会見町公民館	683-0201 会見町天万558	祝日、盆	0859-64-2211
岸本町中央公民館	689-4133 岸本町吉長49	2,4月/祝日	0859-68-3617
日吉津村中央公民館	689-3553 日吉津村日吉津965-1	月/祝日	0859-27-0606
淀江町中央公民館	689-3403 淀江町淀江796	年末年始	0859-56-3222
大山町中央公民館	689-3332 大山町末長269-1	祝日/盆	0859-53-3003
名和町公民館	689-3211 名和町御来屋263-1	祝日	0859-54-2688

【平成15年度講座、講演会、研修会等の一覧】

県教育委員会主催研修会等

(1) 司書教諭（小・中・養護学校）対象研修会等

※各教育事務所主催

期日	研修会名	内 容	会 場
11月 25日 27日	東部地区司書 教諭情報交換 会	・実践発表「司書教諭の業務」 ・研究協議「司書教諭の業務上の課題・問題 点」	鳥取市立湖山西小 学校・用瀬町立用 瀬小学校
11月 25日	中部地区学校 図書館司書教 諭研修	・講義「読書、本、情報について」 鳥取県立図書館館長 齋藤 明彦 氏 ・実践発表「魅力ある学校図書館づくり」	倉吉体育文化会館
1月 7日	(西部) 学校 図書館司書教 諭連絡協議会	・実践発表「図書館教育の充実と司書教諭の役 割」 石川県松任市立東明小学校 中條 敏江 氏	西部総合事務所

(2) 学校図書館司書（高等学校）研修会

期日	対 象	内 容	会 場
10月 6日	管理職 司書教諭 司書	・講演 慶應義塾大学講師 高橋 元夫 氏 ・著作権に関する研修 ・研究協議、意見交換	白兔会館
10月 21日	司書 (平成15年度 採用司書)	・先進校視察 埼玉県立新座高等学校 埼玉県立和光国際高等学校	

(3) 学校図書館活用研修会

※鳥取県高等学校図書館教育研究会との共催

期日	対 象	内 容	会 場
12月 1日	高校の司書教 諭・司書・図 書館事務補助 員	・講演「読書指導の充実方策及び学校図書館の 効果的な運営について」 境港市民図書館長 甲斐 清明 氏 ・研究協議	倉吉体育文化会館

県教育センター主催講座

(1) 基本研修（職務研修）

期日	講 座 名	研 修 内 容	講 師 等	会 場
6/2	司書教諭研修 (全校種)	・講義「司書教諭の役割と学校 図書館づくり」 ・実践発表	慶應義塾大学講師 高橋 元夫 氏 県内外教諭	倉吉体育文化 会館

(2) 専門研修

期日	講 座 名	研 修 内 容	講 師 等	会 場
8/8	図書館教育	・講義「学校図書館の役割と効 果的な活用」 ・実践発表、協議	全国S L A学校図 書館活動推進委員 会委員長 徳永 隆憲 氏 県内外教諭	県立図書館

県立図書館主催事業

1 図書館関係職員研修会

(1) 図書館業務専門講座

開催回数	内 容	講 師	会 場
年5回	図書館の自由	元夙川学院短期大学教授 三苦 正勝 氏ほか	倉吉交流プラザ

(2) ストーリーテリング研修会

開催回数	講 師	会 場
年10回	県立図書館職員	県立図書館

(3) 図書館司書実務研修会

開催日数	内 容	講 師	会 場
年6回程度	日常の業務に役立つ具体的な研修	県立図書館職員	倉吉交流プラザ

(4) 市町村の求めに応じた研修・講座

開催回数	内 容	講 師
年10回程度	郡市単位で実施する研修、講座への支援	県立図書館職員

(5) 図書館（室）職員研修会

対 象	開催回数	会 場
全市町村図書館・公民館	年1回	東伯町生涯学習センター
図書館職員	年1回	倉吉交流プラザ
公民館職員	年1回	北条町中央公民館

2 第9回鳥取県図書館大会

主催：鳥取県立図書館、鳥取県図書館協会、鳥取県公共図書館協議会

期 日	内 容	会 場
7月4日	テーマ：「子どもたちの豊かな学びを支える図書館」 ・基調講演 ・事例発表	米子コンベンションセンター

3 県内図書館視察（主催：鳥取県図書館協会）

期 日	内 容
8月26日	県内の学校図書館、公立図書館を視察（参加者41名） 視察対象：鳥取工業高校、東伯町立図書館、東伯小学校

4 子ども読書活動推進関係講座、講演会

(1) 楽しい絵本の読み聞かせ講座

地区	期 日	会 場	内 容	講 師
東部	7月14日	県立図書館	・講演 ・読み聞かせの実践及 び指導助言 ・研究協議	子どもの本研究所 竹中 淑子 氏 根岸 貴子 氏
中部	9月30日	倉吉交流プラザ		
西部	6月6日	米子市児童文化センター		

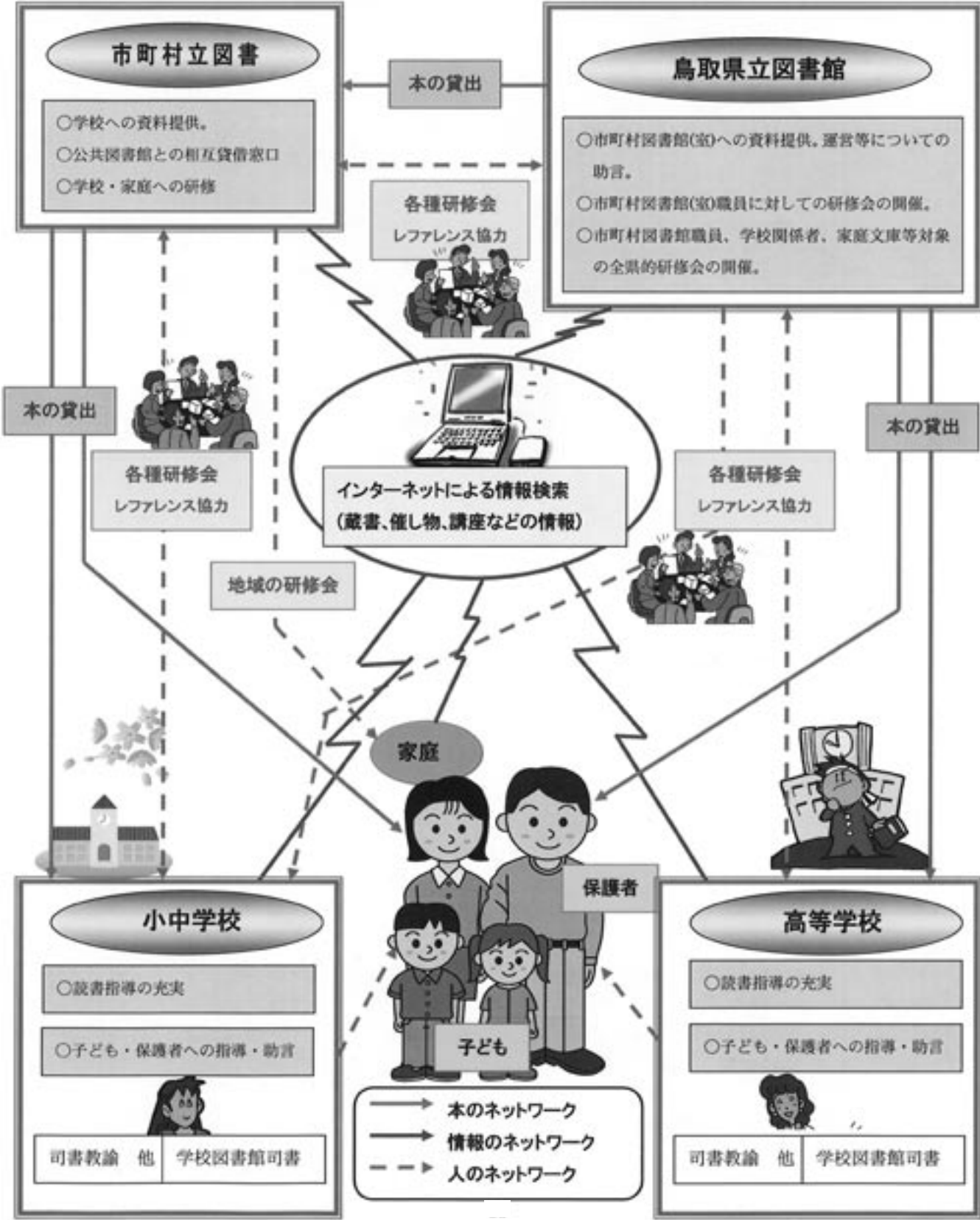
(2) 子ども読書講座

期 日	内 容	講 師	会 場
5月7日	「働くお父さんの昔話入門」	筑波大学名誉教授 小澤 俊夫 氏	県立図書館

5 児童文化講演会・特別展示

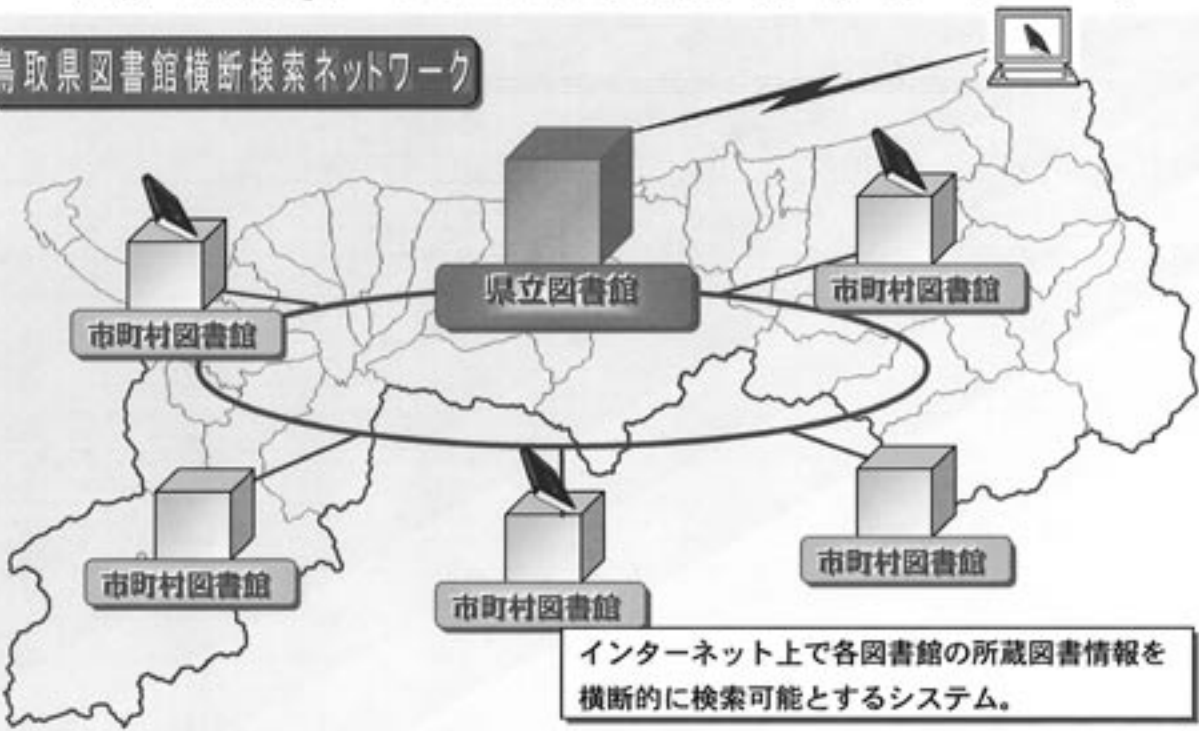
期 日	演 題・講 師	会 場
8月10日	「私と子どもと絵本」 まつい のりこ 氏	県立図書館
展 示 名	期 間	会 場
まついのりこ絵本原画展	8月6日～8月17日	県立図書館

鳥取県の図書館ネットワーク

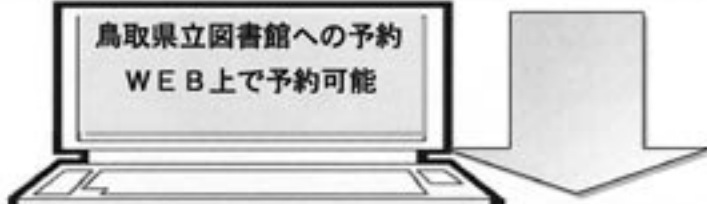


鳥取県の図書館ネットワーク

鳥取県図書館横断検索ネットワーク



鳥取県立図書館への予約
WEB上で予約可能



サービス対象

- ・市町村図書館
- ・高等学校
- ・大学
- ・類縁機関

物流ネットワーク



鳥取県子どもの読書活動推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンを策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、鳥取県子どもの読書活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を鳥取県教育委員会教育長に報告する。

- (1) 本県における子どもの読書活動推進に係る施策に関すること。
- (2) 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、委員及びアドバイザーをもって構成する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員及びアドバイザーは、別表に掲げる者をもって構成する。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 委員に特別の事情がある場合には、代理者が出席することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員及びアドバイザーの任期は、就任の日から平成16年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、鳥取県教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

鳥取県子どもの読書活動推進委員会委員・アドバイザー名簿

推進委員会委員（14名）

氏 名	役 職 等
伊藤 千代	米子市立図書館主任司書
岡 賢一	米子市立福生西小学校校長
岸本 修	気高町立図書館館長補佐（現 館長）
高田 節子	鳥取県学校図書館協議会会長
伊達季代子	愛真幼稚園園長
田丸 敏高	鳥取大学教育地域科学部教授（現 地域学部教授）
西口美智子	鳥取市立岩倉小学校図書館司書
花井 満	鳥取県書店商業組合副理事長
松田 和代	え本の会「梟」代表
松本 兵衛	鳥取県図書館協会会長
美坂 靖子	東伯町立東伯中学校司書教諭
宮脇 真理	県立倉吉西高等学校図書館司書
山口 隆之	名和町長
涌谷 敬子	学校図書館応援団ボランティアグループ代表

（五十音順）

アドバイザー（2名）

上田由美子	大阪 YWCA 千里子ども図書館代表
高橋 元夫	慶應義塾大学講師

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号制定

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン

平成 16 年 4 月発行

発行：鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課

〒 680 - 8570 鳥取市東町一丁目 271 番地
TEL : 0857 - 26 - 7521
FAX : 0857 - 26 - 8175

